

子育て世帯の住宅取得を支援！

住宅金融支援機構との協力協定を締結

住宅ローン「フラット35」のお借入れ金利が当初5年間、年0.25%引下げ

平成29年10月、黒滝村と独立行政法人住宅金融支援機構は、子育て世帯の支援を目的とした相互協力に関する協定を締結しました。

本協定の締結により、本村の子育て世帯支援制度「若者定住促進のための住宅新增改築等支援金」を利用される方が、住宅ローン「フラット35」を利用する場合、借入金利が当初5年間、年0.25%引下げられます。

若者定住促進のための住宅新增改築等支援金

1.対象となる方

- ・申請者又はその配偶者の年齢が満40歳以下の方
- ・満15歳未満の子がいる世帯

2.対象となる住宅及び支援金

- 新築住宅・・・200万円（工事費が1,000万円以上）
 - 増改築・・・100万円（工事費が300万円以上）
 - 空き家取得・・・最大200万円（取得価格の1/2を限度とする。）
- ※その他条件有。詳細は役場へお問い合わせください。

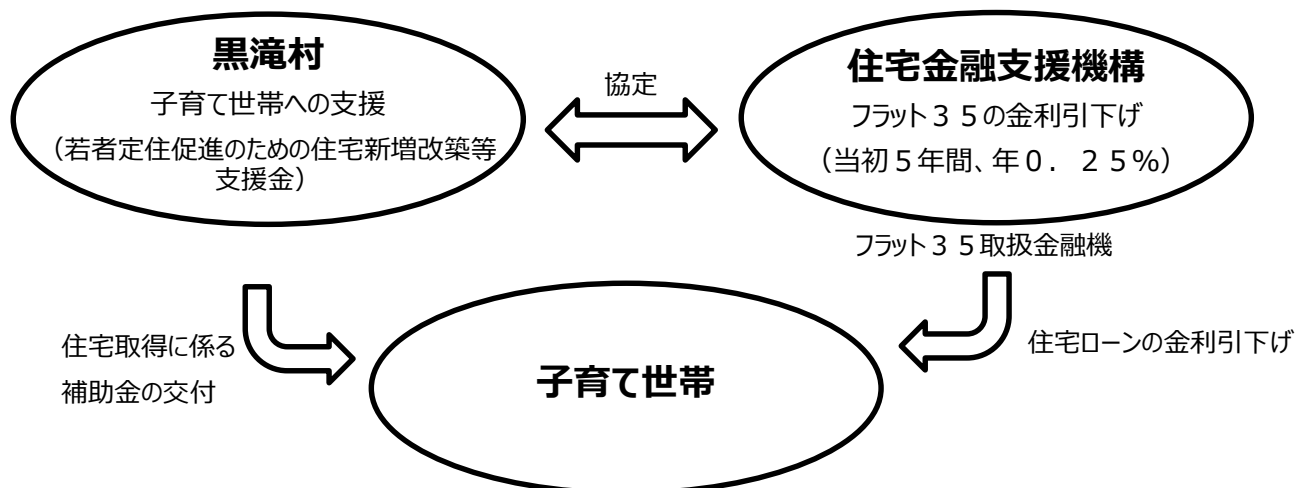
住宅ローン「フラット35」

住宅金融支援機構と民間金融機関が提携して提供する最長35年の全期間固定金利型住宅ローン。

中古住宅の購入資金とリフォーム工事費用をまとめて借入可能。

黒滝村で住宅取得する場合、左記の「若者定住促進のための住宅新增改築等支援金」を利用される方は、フラット35の借入金利が、当初5年間、年0.25%引下げられます。

- ◆ お問い合わせ 住宅金融支援機構 お客様コールセンター
0120-0860-35



【お問い合わせ先】

黒滝村企画政策課

TEL 0747-62-2031 FAX 0747-62-2569

E-mail kuro_ks@vill.kurotaki.lg.jp

